介　　保　　号　　外
平成２４年6月１４日

小規模多機能型居宅介護事業所
代表者　様

秋田市福祉保健部
介 護 保 険 課 長
（公　印　省　略）

小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の利用契約および
介護給付費の算定等の取扱いに関するＱ＆Ａについて（送付）

日頃、本市福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

秋田市では、小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の介護給付費等について、「小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の利用契約および介護給付費の算定等の取扱いについて（平成２４年5月２８日介保第１９３号秋田市福祉保健部介護保険課長通知）」により取扱うこととしています。

先般、このことに関する質問を多数いただいたことから、別紙「小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の取扱いに関するＱ＆Ａ」のとおり取扱いすることにしましたので、関係事業所におかれましては、その取扱いに十分ご留意ください。

担　当　〒０１０－８５６０
秋田市山王一丁目１番１号
秋田市福祉保健部介護保険課
企画・給付担当　伊藤
電　話　８６６－２０６９
ＦＡＸ　８６６－２３０９

【別紙】　小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の取扱いに関するＱ＆Ａ

1

問　利用者が入院した場合、必ず利用契約を解除しなくてはならないのか。

答　以下の①から③により取扱うこととします。

①　月を通して入院した場合

日割	N月 ２５日	(N＋１)月 １日	(N＋１)月 末日	
利用	入　院			退院

月を通した入院が確認又は見込まれる場合は、利用契約を解除すること。従って、入院期間は介護給付費を算定できない。

②　月をまたいで入院した場合

日割	N月 ２０日	(N＋１)月 １日	(N＋１)月 １０日	日割
利用	入　院			利 用 再 開

利用契約の解除を基本とするが、退院後の利用再開が確認できる場合（※）は、必ずしも利用契約を解除しなくてもよい。

なお、当該月の介護給付費は、入院期間を除いて日割計算により行うこと。

③　同月内に入退院があった場合

日割	N月 １０日	N月 １５日　日割
利用	入　院	利 用 再 開

利用契約の解除を基本とするが、退院後の利用再開が確認できる場合（※）は、必ずしも利用契約を解除しなくてもよい。

なお、当該月の介護給付費は、入院期間を除いて日割計算により行うこと。

※　退院後の利用再開の確認は、居宅サービス計画等に次の項目を必ず確認し記録すること。

（１）入院先および入院期間　（２）利用者の意向　（３）利用者家族の意向

（４）退院後の利用再開についての説明（注）　（５）確認日および確認方法

注：宿泊室について、利用者が不在であるにもかかわらず、費用等を徴収して特定の利用者のために宿泊室を確保することは認められません。従って、宿泊サービスを利用していた利用者が入院し、退院後の利用再開が確認できた場合であっても、入院以前に使用していた宿泊室を利用できない場合があることを利用者および利用者家族等に説明する必要があります。

2

問　一旦利用契約を解約した利用者が、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用を再開する場合、契約書や重要事項説明書等を新たに作成する必要があるか。

答　利用契約を一度解約した後の再契約については、新規契約と同様に契約書や重要事項説明書等を作成する必要があります。